



児童手当について

今年度も引き続き育児をされている先生方の育児支援のため、子育てに関する様々な情報をお届けしていきます。

今回は、児童手当(旧 子ども手当)に関する情報をご紹介します。

財源や地方負担の問題をはじめ、費用対効果、受給対象者や所得制限等の様々な事情でこども手当の制度がいろいろと変更され、非常にわかりにくいものとなっています。

今後、更に制度が変わってしまうことも予測されますが、現段階での児童手当(旧 子ども手当)の制度についての情報をお届けしたいと思います。

■平成 24 年 4 月より「子ども手当」が「児童手当」に制度が変わりました。 金額単位：円

	児童手当(H24年6月～)	児童手当 (H24年4.5月)	こども手当 (H23年10月～H24年3月)
所得制限	あり	なし	
対象の子ども	中学校修了まで	中学校修了まで	
支給額 (一人当たりの 月額金額)	【所得制限額未満】	3歳未満	15,000
	3歳～小 学生	第1,2子	10,000
		第3子以降	15,000
	中学生		10,000
	所得制限額以上		5,000
	支給月	10月,2月,6月に前4か月分を支給 初回はH24年10月(6月～9月分)	H24.6(4月 ～5月分)
必要な手続き	現況届の提出 初回H24年6月 (毎年6月,全ての受給者が対象)	H24年3月ま でに認定さ れた人は手 続き不要	認定請求

◇中学校 3 年生(15 歳到達後最初の年度末)までの国内居住の児童を養育監護している人が受給対象者となります。

◇現在子ども手当を受給している人は、法改正による認定請求はありません。6 月に現況届の提出が必要です(5 月までに認定された全ての人対象です)。



◇子ども手当特別措置法による子ども手当の請求期限については、当初は平成 24 年 3 月 31 日までとなっていましたが、平成 24 年 9 月 30 日まで延長されました。

◇平成 24 年 4・5 月分は 3 月分までの子ども手当と同額です。

◇6 月以降は受給資格者の所得が多い場合、月額 5,000 円となります(所得制限の適用)。

◇平成 24 年 2・3 月分の子ども手当、ならびに平成 24 年 4・5 月分は平成 24 年 6 月に支給されます。

◇お子さんが海外に住んでいる場合は、そのお子さんの分の児童手当は原則として支給されません。但し、留学を理由として海外に住んでいるような場合は、引き続き支給される場合があります。

◇子ども手当の認定を受けていない方が、児童手当の認定を受けるには手続きが必要です。

◇お子様の出生など、新たに受給資格に該当した場合や、他の市区町村で子ども手当や児童手当を受給していた方が転入した場合は、新たに申請が必要となります。

◇平成 24 年 6 月 1 日に児童手当は年度が切り替わります。年度更新の手続きに「現況届」の提出が必要となります。対象の方には「現況届」が 7 月上旬までに郵送されてきます。

出生・転入等の日(支給要件に該当する日)により、請求方法や請求期間、支給期間等が異なります。

また平成 24 年 6 月分の手当から所得制限が実施されます。扶養人数に応じた所得制限額と照らし合わせて手当の支給額が判定されます。所得制限額を超えた場合は一律 5,000 円の支給となります。

お近くの市区町村の役所の窓口にて確認をして下さい。

特に平成 24 年 3 月 1 日以降に出生・転入等があった方は必ず市区町村役所の窓口で請求方法の確認をされることをお勧めします。



※市区町村への問い合わせなどもお手伝いさせていただきますので下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】 株式会社日本デイケアセンター
東京都千代田区猿樂町 2-2-3
TEL 03-3293-1581(代)

自治医大卒業生女性医師支援専用アドレス：ikuji-sodan@nihon-daycare-center.co.jp